



住宅用火災警報器 取付費用を 給付します

※本体代金を除く

厚真町に居住する65歳以上のみの世帯

設置から10年たち、そろそろ
交換が必要なあなたに

受付窓口：消防署厚真支署予防係

0145-26-7119

胆振東部消防組合消防署厚真支署

〒059-1604 厚真町錦町47-2

